

# 独立行政法人国際交流基金の平成23年度の業務実績に関する 総合評価

## I 業務実績全体の評価

### 1 全般的評価

平成23年度は、平成19年度から開始された第二期の中期目標期間（平成23年度までの5年間）の最終年度であり、中期計画に掲げた業務の効率化等の達成状況に加えて、平成22年12月7日付け閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において指摘された事項への対応状況、また、予め定めた平成23年度業務実績評価のポイント等を中心に評価を実施した。

平成23年度の独立行政法人国際交流基金（以下、「基金」）の業務実績全体を総括すれば、中期計画上の数値目標の達成に向けた効率化・経費節減はいずれも計画を上回って順調であり、中期計画に沿った業務運営及び各事業分野における重点化を含んだ効果的・効率的な事業の実施についても計画通り順調に行われている。特に、外交政策を踏まえた事業の実施については、優れた実績を挙げたと評価することができる。また、外務省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会による平成22年度業務実績評価の指摘事項を踏まえた改善努力等、評価結果の業務への反映についても総じて順調な取り組みが行われたと評価する。

更に、上記閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の指摘事項への対応についても、適切に対応・検討が行われたことを確認した。

平成23年度の業務実績の評価において、特に重要な点を以下の(1)～(3)に挙げる。項目別評価の具体的評価結果は、後述「II 項目別評価の総括」及び別紙の項目別評価シートの通りである。

#### (1) 業務運営の効率化等

(ア) 一般管理費の削減については、中期目標期間最終年度（平成23年度）までに対平成18年度比で15%削減するとの数値目標に対して、平成23年度は対18年度比21.1%減となっている。これは平成23年度当初の削減計画額から更に120百万円減の実績であり、その削減努力と結果を高く評価する。また、運営費交付金を充当して行う業務経費は、毎事業年度1.2%以上の削減を行うとの目標に

対し、平成23年度はこれを上回る前年比6.1%の削減を実現しており、十分な効率化を行ったとみることができる。

- (イ) 人件費（総人件費改革対象分）については、平成18年度からの5年間で平成17年度（基準年度）比5%の削減を行った上で平成23年度まで総人件費改革を継続し、平成17年度比6%以上の削減を行うとの目標に対し、これを大幅に上回る10.7%の削減（人事院勧告による給与改定分を除く）を行った。ラスパイルス指数も前年度に比べて更に低下し、地域・学歴補正後の指数は99.2と国家公務員の水準を下回っており、人件費の適正管理について高く評価する。

## (2) 外交政策に対応した重点事業の実施

- (ア) 基金の活動の3本の柱である文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流の各分野において、外交政策上必要な事業を精査し、重点化した上で着実に実施している。在外公館との協議により当該国のニーズを把握して事業を進めており、右については在外公館から実施事業に対して前年より更に高い評価が示されていることにより定量的にも確認している。
- (イ) 特に外交上重要な事業への重点化の一環として、①「新成長戦略」推進の一環としての海外における日本語教育の拡充（経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者向け訪日前研修事業の実施を含む）、②「日米同盟深化のための日米交流強化」を目的とする事業の実施、③周年対象国への対応事業の実施、④新興国における特別事業としてのインドでの文化集中発信プロジェクトの実施といった、メリハリのきいた事業が順調に実施されたことを評価する。

## (3) 東日本大震災からの復旧・復興に資する事業の実施

東日本大震災からの復旧・復興を図る「東日本大震災復興基本法」に基づく取組みとして、平成23年11月に承認された第3次補正予算による事業の着実な実施を含め、復興に向かう日本の姿を海外に紹介する事業、災害・復興経験の国際的な共有・記憶の継承、防災・復興に関わる人材の育成に資する事業等の実施への積極的な取組みを評価する。

## 2 今後の業務において特に考慮すべき事項

今般の業務実績評価の結果、基金が今後取り組むべきと考えられる措置、及び本委員会として来年度以降の評価のために注視する点の主なものは、以下の通りである。

### **(1) 事業実施上の留意点**

- (ア) 経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修事業や国際協力機構から移管される日本語研修事業の実施を含め、事業の企画・実施にあたっては、他団体との連携によって日本全体として事業が効果的・効率的に実施されるよう取組んでいくことが重要である。
- (イ) 国内における国際交流事業が大きく削減されている現状において、基金が海外で展開している有意義な事業や基金が蓄積している情報を如何に日本国内に伝達するかが課題である。

### **(2) 業務運営の効率化に関する留意点**

- (ア) 一般管理費や人件費等の合理化努力は継続的に必要であるが、一方で、海外での文化交流事業を効果的に実施し得る職員の能力の維持・向上、職員の士気の低下を防ぐ取組みにも留意する必要がある。
- (イ) 平成24年1月20日付け閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づく海外事務所の機能的統合については、引き続き適切に対応していく必要がある。
- (ウ) 平成22年度末に設置したコンプライアンス推進委員会については、平成23年度に委員会が開催されたことを評価するが、今後、同委員会が具体的な問題に対処していくなかで、内部統制強化に向けより実効性のあるものになることを期待する。
- (エ) 平成23年度の随意契約の圧縮に向けた取組みは、「随意契約等見直し計画」に掲げている目標に達していない状況にあるため、随意契約の見直しに向けた更なる努力が必要である。一方で、映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である。
- (オ) 外貨建て資産の運用については従来からの指摘にもある通り今後も継続的な検討が必要である。
- (カ) 保有職員宿舎については、今後も国民の理解を得られるよう継続的な精査が行われていくことが重要である。

### **(3) 文化芸術交流事業について**

平成21年11月に行われた事業仕分けへの対応として、基金は平成22年度から「文化芸術交流事業については海外に重点化し、原則として国内事業は行わない」との方針を採っている。

しかしながら、平成23年度を含む第2期中期目標期間の基金の活動について聴取した結果、基金の目的である「国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与する」（「国際交流基金法」第3条）こと、特に「国際文化交流事業の総合的实施」が困難になり、実施事業の効率性や効果を減ずる状況になることが懸念される。

具体的には、国内事業を行わないことにより、以下のような問題が生じ得る。

- ・双方向性のある、互恵的な文化交流事業の企画が困難となり、相手国及び相手国内のカウンターパートとなる機関・団体・人物との良好な関係構築に支障が生じる。
- ・国内の文化芸術関係機関・団体・人物との関係維持が困難になり、効果的な海外事業実施に必要な国内の情報収集に支障を来す。

平成23年度においても、在日アフガニスタン大使館から寄せられた同国の伝統音楽奏者による日本公演への支援依頼等、各国大使館や海外文化機関からの要望に応えることができないという事態が生じたとの報告があった。

グローバル化が進む世界において、文化芸術交流事業も、一方的な日本文化紹介・発信に留まらない「交流」と「協働」へ発展させていくことが必須である。中長期的観点から効果的・効率的な事業を行うためにも、双方向性を失わず、国内の関係者との関係を維持できるよう工夫をしつつ、事業を行っていくことが重要である。

## Ⅱ 項目別評価の総括

### 1 業務運営の効率化

- 一般管理費の削減についての評価は、上記Ⅰ 1（1）（ア）の通り。
- 人件費の削減及び給与水準適正化については、上記Ⅰ 1（1）（イ）の通り。諸手当についても妥当な範囲内と考えられる。また、法定外福利費については、措置済みの役職員互助組織への拠出廃止も含め、内容・水準も社会通念上問題ない範囲内に収めている。
- 随意契約の適正化、競争入札の実施状況に対する評価は、上記Ⅰ 2（2）（エ）の通り。
- 内部統制に関しては、組織全体としてリスクを把握し、対応するとともに、適切な再発防止のための環境整備が行われており、内部統制強化のための一定の取り組み

があると評価できる。また、法人の長がリーダーシップを発揮し、ミッションや内部統制に関する諸課題を把握して対応を指示する環境が整備されており、有効に運用されている。なお、コンプライアンス推進委員会については上記 I 2 (2) (ウ)にあるように、実効性をもった今後の活動を期待する。監査については順調に行われており、監事監査報告の内容についてもこれを確認した。

- 公益法人に対する会費の支出については、今後の対応方針を確認した。

## 2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上

- 東日本大震災からの復旧・復興に資する事業の実施に対する評価については、上記 I 1 (3) の通り。
- 文化芸術交流分野においては、周年対象国に向けた事業の実施や新興国における特別事業の実施（インド）等、外交上の必要性の高い事業への重点化が図られると共に、対象国における日本文化への理解度を考慮した適切かつ効果的な事業が行われた。これらは基金がこれまでに積み上げた実績に裏打ちされた企画力によるものと評価することができる。また、東日本大震災に対応した事業においても、被災地を始め復興に向かう日本を、文化を通じて海外にアピールする事業展開がなされている。
- 海外における日本語教育、学習への支援の分野においては、外交政策を踏まえた総合的な日本語教育推進の取組みが計画通り進捗しており、日本語教育スタンダードの普及を重点的に継続し成果を収めている他、海外日本語教育機関のネットワーク形成については目標数を超えて拡充されている。国の政策との連動の観点からは、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者向け訪日前研修事業の開始が重要であり、今後を着実な実施が望まれる。海外日本語教師の研修は優れた企画で実施されており、海外の外交官・公務員等を対象とした専門性の高い日本語教育研修と合わせ、研修生の満足度、外部専門家からの評価も高い。また、日本語能力試験事業では、新試験への移行の影響等から平成22年度は受験者数が対前年度比で減少したが、平成23年度は試験実施地の拡大等により、受験料収入が試験実施経費を上回ったことも高く評価される。
- 海外日本研究の促進は、日本にとって今後更に重要性が増すと考えられる事業分野である。基金は、過去に実施した事業や日本研究調査などから得られた情報をもとに、外交上の重点地域と相手国の日本研究の発展状況に応じたきめ細かい施策を、日本研究機関支援、人材育成・研究者支援の事業に反映して実施している。日本研究ネットワーク形成の取組みも含め、支援対象機関・研究者からの評価、外部専門

家からの評価も共に高い。知的交流の促進の分野では、事業の成果を短期的に数値で把握することは難しいが、日本外交にとって決定的に重要な要素である中国・韓国との信頼醸成の基盤整備としての知的交流に重点化していることを評価する。また、同じく重点国としている米国については、若手の政策関係者・研究者層を対象とする知日派の育成に着目した事業が計画通り順調に実施されている。

- 国際交流に関する情報の収集・提供の分野では、J F I Cの来場者数が、平成23年度前半に東日本大震災の影響による開館時間の短縮等（節電への取組み）があったものの、様々な工夫により対前年度比8.2%増加したほか、顕彰事業も計画通り実施されている。休刊とした情報誌『をちこち』に代わり平成21年度から発行しているウェブマガジン『をちこちMagazine』への年間アクセス数は7万件で訪問者数は着実に増加している（平成24年度からは予めアクセス数の目標値を設定し訪問者増加に取組むことになっている）。なお、基金が有する情報を日本国内へ還元・伝達していく努力の必要性については、上記I 2（1）（イ）に記載の通りである。
- 海外事務所・京都支部の運営状況については、周年事業対象国であったドイツにおけるケルン日本文化会館事業の参加者数の大幅増を始め、全体としても事業実施件数及び事業来場者・参加者数が増加しており、また来場者・参加者の満足度は全事務所平均で95%と高い数値を示している。更に、海外事務所所在国にある在外公館からの年間の活動に対する評価も高く、業務の合理化を進めつつ、効果的な事業の実施が行われている点を高く評価する。なお、平成22年12月7日付け閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で指摘を受けたバンコク、北京における国際観光振興機構事務所との近接化・共用化については、これを計画通り実現したことを確認した。

### 3 予算、収支計画及び資金計画

- 平成22年12月7日付け閣議決定への対応は適切に行われており、資産の見直しとして、一定の基準により区分所有宿舎35戸中4戸を売却し、その売却収入については国庫納付を完了している。「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日付け行政改革実行本部決定）で示された方針を踏まえ、再度借上宿舎も含めた保有宿舎数の見直しが継続されることになっているが、上記I 2（2）（カ）にあるように国民の理解を得られるような取組みが必要である。
- 日本語能力試験の海外各実施地の実施経費について、受益者負担の更なる適正化の促進等により、平成23年度には各地の現地経費の全てが受験料収入により賄われ

る形となったこと、基金に還元される受験料収入が試験実施経費を上回ったことを評価する。

- 運営費交付金債務については、平成22年度末までに3,350百万円が計上されていたが、中期目標期間終了時の精算収益化分311百万円を含め、平成23年度には全額執行されている。

#### 4 短期借入金の限度額

実績がないため評価対象外とした。

#### 5 重要な財産の譲渡、担保

実績がないため評価対象外とした。

#### 6 剰余金

実績がないため評価対象外とした。

#### 7 その他

- 平成23年度も事業部門・管理部門ともに、柔軟な人員・組織の運用を図っている。人材育成・人事評価のために必要な制度は整備され、定着しつつあり、人事管理の取組は順調に進展している。
- 東日本大震災の影響による研修事業の延期や参加者辞退等の影響はあったものの、日本語国際センター、関西国際センターとも宿泊施設の稼働率は一定の水準を達成している。施設内の図書館についても年間の目標を上回る利用者を得たことを確認した。

(了)